週休２日設定工事実施フロー

工事発注時（別紙２の記載例参照）
週休２日設定工事は、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休２日工事である旨を記載し、当初予定価格から４週８休での経費を積算し、それに見合う工期設定を行う。

↓

施工計画書提出時（別紙３の記載例参照）
受注者は週休２日の計画工程表（任意様式）及び休日等取得実績調書(別紙６参照、計画行に作業日・休工日を記したもの)を施工計画書に添付して、施工協議簿等とともに工事監督員へ提出する。工事監督員は計画工程表等の休日取得計画の妥当性を確認する。

↓

工事施工中（別紙４参照）
・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取り又は受注者からの関係書類（休日等取得実績調書、工事月報等）の提示により確認を行う。・週休２日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・受注者は、現場の閉所状況が確定した際、その内容が分かる関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。 ・工事監督員は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更 により以下の経費の補正を行う。 【工事の補正対象経費】 土木、漁港工事：(週休２日が未達成の場合)労務費、機械経費（賃料)、共通仮設費、現場管理費を設計変更で減額補正 営繕工事：(週休２日が未達成の場合)労務費を設計変更で減額補正

↓

工事完了後（別紙５参照）
・工事完了後、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合はこれに協力する。 ※アンケート調査の依頼については、別途通知する。 ・工事監督員が所属する課の課長は、週休２日（４週８休以上）による施工の実施が確認できなかった場合は、工事成績評定において減点する。（当初設計時から対象工事としていない工事は除く）